

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 東京
千鳥ヶ淵
(東京都千代田区)



今号の
主要項目

- 令和6年度 地方公務員共済組合の長期給付事業の概況
- 令和7年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況
- 令和8年度における地方公務員共済組合の事業運営について
- 令和8年度の年金額改定について

CONTENTS

主要項目 1	令和6年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況 [総務部企画課]	P.03
主要項目 2	令和7年度第3四半期積立金の管理 及び運用実績の状況 [資金運用部自家運用課]	P.08
主要項目 3	令和8年度における地方公務員 共済組合の事業運営について	P.17
主要項目 4	令和8年度の年金額改定について	P.24
年金制度等の日誌	年金制度等に関連した法律等の改正状況／ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況	P.28
業務等の状況	会議開催状況 会議開催予定	P.28
人事異動		P.29
■ 宿泊施設の紹介 ホテルグランドアーク半蔵門	[警察共済組合本部]	P.30
■ PALひろば“共済”南北 207 東京おすすめ観光スポット	[警察共済組合本部]	P.31

令和6年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

※数値は、「令和6年度 地方公務員共済組合等事業年報」に基づく。

1 組合員数等

令和6年度末の組合員の総数は2,950,708人で(<表1-1>参照)、前年度に比べて11,002人増加(対前年度比0.37%増)しました。
また、標準報酬の月額総額は1兆2,291億円で、前年度に比べて183億円増加(同1.5%増)し、標準期末手当等の総額は4兆9,909億円で、前年度に比べて2,980億円増加(同6.3%増)しました。
なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は<表1-2>に示すとおりです。

<表1-1> 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額(長期適用)

(単位:人、千円)

区 分	組 合 員 数				標準報酬の月額 の総額	標準期末手当等 の総額	
	男	女	計	令和5年度末計 対前年度増減			
地方職員 (団体共済部)	192,116 7,364	140,155 7,186	332,271 14,550	330,489 14,327	1,782 223	140,224,610 5,897,352	546,954,296 22,462,278
公立学校	446,768	512,046	958,814	956,680	2,134	401,369,390	1,714,179,101
警 察	247,247	47,717	294,964	295,042	▲78	143,631,998	530,602,997
東京都	77,126	54,764	131,890	130,127	1,763	57,856,880	237,683,684
市町村連合会	713,901	518,868	1,232,769	1,227,368	5,401	486,004,876	1,961,521,445
合 計	1,677,158	1,273,550	2,950,708	2,939,706	11,002	1,229,087,754	4,990,941,523

注:団体共済部は、地方職員の内数です。また、端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。(以下、本稿において同じ。)

<表1-2> 組合員種類別の組合員数及び構成割合

(単位:人、%)

区 分	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,294,679	1,229,460	2,524,139	85.5
地方公共団体の長である組合員	1,714	70	1,784	0.1
特定消防組合員	149,189	5,894	155,083	5.3
長期組合員	7,629	7,238	14,867	0.5
船員一般組合員	1,825	31	1,856	0.1
継続長期組合員	998	100	1,098	0.0
特定警察組合員	221,124	30,757	251,881	8.5
合 計	1,677,158	1,273,550	2,950,708	100.0

2 長期給付に係る経理等の収支状況

令和6年度末の各組合の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、<表2-1>に示すとおり、収入総額10兆2,801億円で、支出総額8兆3,635億円で、その収支差は1兆9,166億円となります。

この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は24兆7,738億円となりました。

また、各組合(連合会)別の積立金の状況は、<表2-2>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆7,920億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-1> 厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		令和6年度決算
収 入	負担金	2,625,322,997
	組合員保険料	1,746,359,021
	厚生年金交付金	3,600,505,289
	基礎年金交付金	29,911,955
	財政調整拠出金受入金	231,915,845
	利息及び配当金	6,700,972
	信託の運用益	2,037,847,851
	その他	1,492,711
合 計	10,280,056,641	
支 出	給付費	3,792,006,257
	厚生年金拠出金	3,197,556,527
	基礎年金拠出金	1,347,301,527
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	13,221,744
	その他	13,383,341
合 計	8,363,469,396	
収 支 差		1,916,587,245
積 立 金	組合勘定	10,200,468,079
	連合会勘定	14,573,311,397
	合 計	24,773,779,476

注1:「厚生年金拠出金(負担金)」・「厚生年金交付金(支払金)」・「基礎年金拠出金(負担金)」・「基礎年金交付金(支払金)」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。(表2-2)において同じ。)

注2:収入には「組合払込金(連合会払込金返還金)」及び「連合会交付金(組合交付金返還金)」を、支出には「連合会払込金(組合払込金返還金)」及び「組合交付金(連合会交付金返還金)」を含みません。(表2-2)において同じ。なお、「組合(連合会)払込金」に係る額が1,974億円、「連合会(組合)交付金」に係る額が53億円となっています。

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の積立金の状況

(単位:千円)

区 分	年度末積立金
地方職員	200,937,622
(団体共済部)	94,366,761
公立学校	2,165,948,373
警 察	1,792,838,359
東京都	236,262,524
市町村連合会	5,804,481,202
地共済連合会	14,573,311,397
合 計	24,773,779,477

令和6年度末の各組合の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額3,282億円、支出総額140億円で、その収支差は3,142億円となります。この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は2兆6,872億円となりました。また、各組合(連合会)別の積立金の状況は、<表2-4>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は108億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和6年度決算	
収 入	負担金	143,310,103
	掛金	143,351,742
	財政調整拠出金受入金	27,165,641
	利息及び配当金	831,726
	信託の運用益	13,569,088
	その他	11,282
	合 計	328,239,582
支 出	給付費	10,818,198
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	-
	その他	3,173,544
合 計	13,991,742	
収 支 差	314,247,840	
積立金	組合勘定	2,528,052,206
	連合会勘定	159,100,373
	合 計	2,687,152,579

注:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含まません。(＜表2-4＞において同じ。)なお、「組合(連合会)払込金」に係る額は142億円となっています。

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の積立金の状況

(単位:千円)

区 分	年度末積立金
地方職員	283,360,837
(団体共済部)	11,204,888
公立学校	854,859,218
警 察	290,947,433
東京都	116,589,888
市町村連合会	982,294,830
地共済連合会	159,100,373
合 計	2,687,152,579

令和6年度末の各組合の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額2兆2,300億円、支出総額7,516億円で、その収支差は1兆4,784億円となります。この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は2兆3,345億円となりました。また、各組合(連合会)別の積立金の状況は、<表2-6>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は5,829億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和6年度決算	
収 入	負担金	23,065,276
	基礎年金交付金(連合会交付金)	52,227
	利息及び配当金	9,014,209
	信託の運用益	2,197,712,670
	その他	160,816
	合 計	2,230,005,198
支 出	給付費	582,943,817
	拠出金	162,666,150
	信託の運用損	5,090,374
	その他	857,619
合 計	751,557,960	
収 支 差	1,478,447,238	
積立金	組合勘定	9,289,482,201
	連合会勘定	14,344,988,133
	合 計	23,634,470,334

注:収入には「連合会交付金」を含まず、支出には「組合交付金」を含まません。(＜表2-6＞において同じ。)なお、「連合会(組合)交付金」に係る額は596億円となっています。

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の積立金の状況

(単位:千円)

区 分	年度末積立金
地方職員	98,503,758
(団体共済部)	96,492,618
公立学校	1,692,664,731
警 察	1,507,472,822
東京都	130,621,029
市町村連合会	5,860,219,860
地共済連合会	14,344,988,133
合 計	23,634,470,333

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

区 分	支給件数 (令和6年度決算)	支給額 (令和6年度決算)
厚生年金保険給付	8,276,529	1,505,172,417
老齢厚生年金	7,371,241	1,371,796,547
65歳以上	6,600,666	1,235,599,686
65歳未満	770,018	136,137,274
繰上げ支給	557	59,587
障害厚生年金	84,178	15,163,324
障害手当金	9	20,763
遺族厚生年金	821,091	118,181,744
脱退一時金	10	10,039
退職等年金給付	3,975,216	10,818,198
退職年金	3,956,317	5,875,422
終身	2,148,714	2,408,359
有期(240月)	959,480	1,171,716
有期(120月)	848,123	2,295,347
有期退職年金一時金	13,147	3,720,097
整理退職一時金	5	1,184
遺族に対する一時金	4,456	1,027,717
脱退一時金	5	429
公務障害年金	256	94,778
公務遺族年金	1,030	98,571
退職共済年金	14,337,874	2,083,614,506
既裁定	7,278,260	1,840,205,577
うち繰上げ支給	182,806	41,442,876
職域	7,058,950	243,335,943
65歳以上	6,376,279	223,013,937
65歳未満	682,118	20,310,685
繰上げ支給	553	11,321
追加費用	664	72,986
うち繰上げ支給	-	-
退職年金	266,939	89,507,942
減額退職年金	38,297	8,678,879
通算退職年金	9,026	837,597
退職一時金	4	30
脱退一時金	4	11,663
返還一時金	-	-
障害共済年金	142,439	20,360,551
既裁定	109,358	19,417,490
公務等	3,626	1,387,723
公務外	105,732	18,029,768
職域	33,081	943,061
公務等	289	77,130
公務外	32,792	865,931
追加費用	-	-
障害年金	11,288	3,283,150
公務上	545	287,721
公務外	10,743	2,995,429
障害一時金	-	-
遺族共済年金	4,385,458	634,485,282
既裁定	2,006,027	424,027,090
公務等	9,755	1,701,067
公務外	1,996,272	422,326,023
職域	1,588,862	34,342,929
公務等	359	12,175
公務外	1,588,503	34,330,753
追加費用	790,569	176,115,263
遺族年金	137,220	28,917,857
公務上	4,995	1,219,415
公務外	132,225	27,698,442
通算遺族年金	1,884	78,975
特例死亡一時金	-	-
死亡一時金	1	622
短期在留脱退一時金	1	601
合 計	31,582,180	4,385,768,272

3 受給権者数及び年金額

令和6年度末の受給権者(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。)は、総数5,551,798人(対前年度比6.0%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員580,921人(同5.5%増)、公立学校1,969,257人(同7.0%増)、警察445,731人(同5.6%増)、東京都258,579人(同5.0%増)、市町村連合会2,297,310人(同5.4%増)で、年金種類別受給権者数、構成割合は<表3-1>のとおりです。

<表3-1> 組合別年金種類別受給権者数

(単位:人、%)

区分	地方職員 (団体共済部)		公立学校	警察	東京都	市町村連合会	合計	構成割合		
厚生年金保険給付	老齢厚生年金	121,336	7,764	466,158	106,188	56,241	533,837	1,283,760	23.1	
	65歳以上	111,170	7,117	424,380	90,388	51,846	491,540	1,169,324	21.1	
	65歳未満	10,164	647	41,764	15,746	4,395	42,276	114,345	2.1	
	繰上げ支給	2	-	14	54	-	21	91	0.0	
	障害厚生年金	2,095	109	6,309	1,759	866	7,844	18,873	0.3	
	遺族厚生年金	20,818	976	42,587	15,968	8,691	79,185	167,249	3.0	
計	144,249	8,849	515,054	123,915	65,798	620,866	1,469,882	26.5		
退職等年金給付	退職年金	67,682	3,531	294,205	56,233	28,608	290,068	736,796	13.3	
	終身	10年以上	37,977	1,628	148,485	31,762	14,829	151,677	384,730	6.9
		10年未満	2,405	413	8,210	52	133	4,767	15,567	0.3
		小計	40,382	2,041	156,695	31,814	14,962	156,444	400,297	7.2
	有期(240月)	10年以上	6,500	288	69,654	5,043	4,420	87,038	172,655	3.1
		10年未満	370	62	2,606	6	36	2,190	5,208	0.1
		小計	6,870	350	72,260	5,049	4,456	89,228	177,863	3.2
	有期(120月)	10年以上	19,362	922	61,442	19,338	9,114	43,099	152,355	2.7
		10年未満	1,068	218	3,808	32	76	1,297	6,281	0.1
		小計	20,430	1,140	65,250	19,370	9,190	44,396	158,636	2.9
	公務障害年金	6	-	29	17	2	52	106	0.0	
	公務遺族年金	23	-	40	64	2	156	285	0.0	
	計	67,711	3,531	294,274	56,314	28,612	290,276	737,187	13.3	
退職共済年金	既裁定	135,717	6,549	386,714	81,406	65,308	514,609	1,183,754	21.3	
	20年以上	116,032	4,404	334,878	70,984	57,018	423,345	1,002,257	18.1	
	20年未満	17,306	2,097	37,619	8,583	7,862	80,483	151,853	2.7	
	繰上げ支給	2,379	48	14,217	1,839	428	10,781	29,644	0.5	
	職域	116,779	7,184	454,563	103,665	55,286	517,103	1,247,396	22.5	
	65歳以上	20年以上	82,945	3,452	335,062	73,359	36,769	367,336	895,471	16.1
		20年未満	24,153	3,147	79,302	14,837	14,224	109,378	241,894	4.4
		繰上げ支給	2	-	14	54	-	21	91	0.0
	小計	107,100	6,599	414,378	88,250	50,993	476,735	1,137,456	20.5	
	65歳未満	20年以上	7,350	286	33,276	14,272	3,146	30,960	89,004	1.6
		20年未満	2,329	299	6,909	1,143	1,147	9,408	20,936	0.4
		繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	9,679	585	40,185	15,415	4,293	40,368	109,940	2.0	
	追加費用	35	21	15	-	5	58	113	0.0	
	20年以上	27	17	1	-	-	10	38	0.0	
	20年未満	8	4	14	-	5	48	75	0.0	
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	252,531	13,754	841,292	185,071	120,599	1,031,770	2,431,263	43.8	
	障害共済年金	既裁定	4,035	210	14,325	2,937	1,444	14,990	37,731	0.7
公務等		69	2	220	189	27	253	758	0.0	
公務外		3,966	208	14,105	2,748	1,417	14,737	36,973	0.7	
職域		1,147	43	3,477	909	514	4,161	10,208	0.2	
公務等		7	-	18	30	4	31	90	0.0	
公務外		1,140	43	3,459	879	510	4,130	10,118	0.2	
追加費用		-	-	-	-	-	-	-	-	
計	5,182	253	17,802	3,846	1,958	19,151	47,939	0.9		
遺族共済年金	既裁定	45,495	1,652	109,133	30,789	16,592	136,464	338,473	6.1	
	公務等	168	1	294	362	49	801	1,674	0.0	
	公務外	45,327	1,651	108,839	30,427	16,543	135,663	336,799	6.1	
	職域	39,153	1,560	96,374	28,479	15,680	126,917	306,603	5.5	
	公務等	2	-	16	14	5	52	89	0.0	
	公務外	39,151	1,560	96,358	28,465	15,675	126,865	306,514	5.5	
	追加費用	18,375	599	53,915	12,481	6,967	47,819	139,557	2.5	
計	103,023	3,811	259,422	71,749	39,239	311,200	784,633	14.1		
共済年金計	360,736	17,818	1,118,516	260,666	161,796	1,362,121	3,263,835	58.8		
退職年金	3,152	46	27,597	2,194	874	9,532	43,349	0.8		
減額退職年金	747	20	3,012	138	123	2,165	6,185	0.1		
通算退職年金	43	8	222	10	38	1,019	1,332	0.0		
障害年金	254	6	1,396	109	90	948	2,797	0.1		
公務上	15	-	42	21	4	41	123	0.0		
公務外	239	6	1,354	88	86	907	2,674	0.0		
遺族年金	3,991	74	9,162	2,380	1,242	10,156	26,931	0.5		
公務上	129	1	193	217	39	334	912	0.0		
公務外	3,862	73	8,969	2,163	1,203	9,822	26,019	0.5		
通算遺族年金	38	11	24	5	6	227	300	0.0		
旧年金計	8,225	165	41,413	4,836	2,373	24,047	80,894	1.5		
合計	580,921	30,363	1,969,257	445,731	258,579	2,297,310	5,551,798	100.0		

注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。

令和6年度末の年金額(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含まれます。)は、総額4兆7,483億円(対前年度比2.57%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員5,220億円(同1.90%増)、公立学校1兆7,899億円(同2.83%増)、警察4,046億円(同2.64%増)、東京都2,222億円(同1.88%増)、市町村連合会1兆8,096億円(同2.57%増)で、年金種類別年金額、構成割合は<表3-2>のとおりです。

<表3-2> 組合別年金種類別年金額

(単位:千円、%)

区分	地方職員		公立学校	警察	東京都	市町村連合会	合計	構成割合		
	(団体共済部)									
厚生年金保険給付	老齢厚生年金	135,922,587	5,977,228	563,669,682	139,593,994	59,828,138	568,798,660	1,467,813,060	30.9	
	65歳以上	125,584,677	5,529,168	516,006,950	118,142,960	55,199,607	526,785,807	1,341,720,000	28.3	
	65歳未満	10,337,357	448,060	47,653,851	21,411,705	4,628,531	42,003,951	126,035,395	2.7	
	繰上げ支給	553	-	8,880	39,329	-	8,902	57,664	0.0	
	障害厚生年金	1,937,070	97,680	6,677,313	1,799,485	765,814	6,844,225	18,023,908	0.4	
	遺族厚生年金	23,710,532	716,905	53,332,840	17,950,844	9,725,849	82,875,911	187,595,975	4.0	
計	161,570,189	6,791,813	623,679,834	159,344,322	70,319,801	658,518,796	1,673,432,943	35.2		
退職等年金給付	退職年金	708,218	35,052	2,939,274	595,053	329,975	2,501,168	7,073,687	0.1	
	終身	10年以上	285,041	13,103	1,130,935	220,792	117,355	1,047,617	2,801,740	0.1
		10年未満	8,009	1,259	33,297	146	490	12,864	54,806	0.0
		小計	293,050	14,362	1,164,231	220,938	117,845	1,060,481	2,856,546	0.1
	有期(240月)	10年以上	51,646	2,595	607,277	41,696	40,632	670,096	1,411,348	0.0
		10年未満	1,270	228	12,727	33	159	6,426	20,615	0.0
		小計	52,916	2,823	620,004	41,730	40,791	676,522	1,431,963	0.0
	有期(120月)	10年以上	354,750	16,363	1,121,353	332,194	170,705	756,937	2,735,939	0.1
		10年未満	7,502	1,505	33,686	192	633	7,227	49,240	0.0
		小計	362,252	17,868	1,155,039	332,386	171,338	764,164	2,785,179	0.1
	公務障害年金	12,633	-	56,444	33,880	3,220	106,400	212,577	0.0	
	公務遺族年金	11,732	-	15,816	26,839	800	67,491	122,678	0.0	
	計	732,583	35,052	3,011,534	655,772	333,994	2,675,058	7,408,942	0.2	
	退職共済年金	既裁定	213,998,708	8,030,710	658,908,436	137,136,492	97,927,302	721,418,042	1,829,388,980	38.5
20年以上		206,390,567	7,415,353	628,751,852	132,633,802	95,360,016	685,375,881	1,748,512,118	36.8	
20年未満		4,191,394	547,236	9,583,630	1,792,987	1,988,575	21,765,401	39,321,987	0.8	
繰上げ支給		3,416,747	68,121	20,572,954	2,709,703	578,711	14,276,760	41,554,875	0.9	
職域		23,573,149	991,201	99,698,302	24,230,388	10,489,338	100,208,917	258,200,094	5.4	
65歳以上		20年以上	21,446,296	867,928	90,520,479	20,551,864	9,493,688	91,261,521	233,273,847	4.9
		20年未満	512,538	56,756	1,485,458	343,980	294,203	2,337,786	4,973,965	0.1
		繰上げ支給	104	-	1,802	7,575	-	1,717	11,197	0.0
小計		21,958,937	924,684	92,007,739	20,903,419	9,787,891	93,601,024	238,259,010	5.0	
65歳未満		20年以上	1,558,762	60,878	7,573,506	3,305,971	669,402	6,375,431	19,483,071	0.4
		20年未満	55,450	5,639	117,056	20,999	32,046	232,462	458,013	0.0
		繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		1,614,212	66,517	7,690,562	3,326,970	701,447	6,607,893	19,941,084	0.4	
追加費用		37,835	21,905	7,505	-	1,293	26,120	72,753	0.0	
20年以上	36,810	21,290	1,546	-	-	13,604	51,960	0.0		
20年未満	1,025	615	5,959	-	1,293	12,516	20,793	0.0		
繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	237,609,692	9,043,816	758,614,243	161,366,880	108,417,933	821,653,079	2,087,661,827	44.0		
障害共済年金	既裁定	4,359,016	211,604	17,059,153	3,766,849	1,517,065	15,837,565	42,539,647	0.9	
	公務等	198,338	2,868	635,209	548,944	85,700	772,269	2,240,460	0.0	
	公務外	4,160,677	208,736	16,423,944	3,217,905	1,431,365	15,065,296	40,299,187	0.8	
	職域	190,016	6,356	658,399	194,770	82,774	672,437	1,798,396	0.0	
	公務等	15,869	-	31,748	45,549	6,716	63,607	163,489	0.0	
	公務外	174,147	6,356	626,652	149,221	76,058	608,830	1,634,908	0.0	
	追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	4,549,032	217,960	17,717,552	3,961,619	1,599,839	16,510,002	44,338,043	0.9		
遺族共済年金	既裁定	67,954,895	1,550,672	183,403,123	46,162,848	24,374,471	182,431,834	504,327,170	10.6	
	公務等	272,829	1,214	485,619	597,869	77,042	1,248,065	2,681,424	0.1	
	公務外	67,682,066	1,549,458	182,917,504	45,564,978	24,297,429	181,183,769	501,645,747	10.6	
	職域	5,564,791	190,340	15,178,874	4,537,205	2,315,862	18,259,401	45,856,133	1.0	
	公務等	809	-	7,466	7,403	2,691	28,349	46,717	0.0	
	公務外	5,563,982	190,340	15,171,408	4,529,801	2,313,171	18,231,053	45,809,416	1.0	
	追加費用	29,228,178	802,271	92,759,014	19,805,048	10,861,110	71,834,264	224,487,614	4.7	
計	102,747,864	2,543,283	291,341,011	70,505,101	37,551,443	272,525,499	774,670,917	16.3		
共済年金計	344,906,587	11,805,059	1,067,672,806	235,833,599	147,569,215	1,110,688,580	2,906,670,786	61.2		
退職年金	8,028,916	83,441	74,444,224	5,027,886	2,042,414	20,253,557	109,796,997	2.3		
減額退職年金	1,201,613	27,152	6,093,516	202,092	206,735	3,620,392	11,324,348	0.2		
通算退職年金	43,877	3,228	208,031	13,071	46,436	559,116	870,530	0.0		
障害年金	442,490	9,227	2,493,572	217,309	144,774	1,491,163	4,789,308	0.1		
公務上	41,105	-	143,222	75,375	11,816	141,010	412,528	0.0		
公務外	401,384	9,227	2,350,350	141,934	132,958	1,350,153	4,376,779	0.1		
遺族年金	5,064,044	67,189	12,287,124	3,345,209	1,525,513	11,749,950	33,971,840	0.7		
公務上	263,030	1,865	413,646	472,945	81,308	669,938	1,900,867	0.0		
公務外	4,801,014	65,325	11,873,477	2,872,265	1,444,205	11,080,012	32,070,973	0.7		
通算遺族年金	10,707	1,473	8,263	2,307	3,059	54,061	78,398	0.0		
旧年金計	14,791,646	191,711	95,534,730	8,807,875	3,968,931	37,728,239	160,831,420	3.4		
合計	522,001,005	18,823,635	1,789,898,904	404,641,568	222,191,941	1,809,610,673	4,748,344,092	100.0		

注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含まれます。

令和7年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況

[資金運用部自家運用課]

ご紹介

令和7年度第3四半期における地方公務員共済組合連合会の積立金の管理及び運用実績並びに地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績の状況について、主な内容をお知らせします。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」内、「資金運用状況」[令和7年度][第3四半期:管理及び運用実績の状況]にてご覧になれます。<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo/>)

年金積立金は長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断することが必要です。

また、総合収益額は、各期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにもご留意ください。

なお、当該四半期における運用実績については、速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

市場環境【各市場の動き(令和7年10月~12月)】

国内債券

10年国債利回りは上昇(債券価格は下落)しました。財政拡張に対する警戒や、日銀による追加利上げ観測から長期金利は上昇基調となりました。

国内株式

国内株式は上昇しました。積極的な財政政策への期待や、米国株式が堅調に推移したことを背景に、国内株式も大幅に上昇しました。

外国債券

米国10年国債利回りは概ね横ばいでした。連邦政府閉鎖の長期化などから景気の先行き不透明感が強まったことや、FRB(米連邦準備制度理事会)による利下げ観測からやや低下する場面もみられましたが、大きな変化はみられませんでした。

外国株式

外国株式は上昇しました。AI投資拡大への期待感からハイテク関連の株式が底堅く推移したことや、FRBが今後も利下げを継続するとの期待感から堅調に推移しました。

外国為替

ドル円は、日銀の利上げが緩やかなペースに留まるとの見方や日本の財政拡張への警戒から円安ドル高が進みました。ユーロ円は、ECB(欧州中央銀行)が金融政策の現状維持を続ける中、ドル円に連動して円安ユーロ高が進みました。

【ベンチマーク収益率】

	R7年 10月~12月
国内債券 NOMURA-BPI総合	▲2.21%
国内株式 TOPIX(配当込み)	8.82%
外国債券 FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし円ベース)	7.03%
外国株式 MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、税考慮前)	9.72%

【参考指標】

		R7年9月末	R7年10月末	R7年11月末	R7年12月末
国内債券	(10年国債利回り) (%)	1.65	1.67	1.81	2.07
	(TOPIX配当なし) (ポイント)	3,137.60	3,331.83	3,378.44	3,408.97
国内株式	(日経平均株価) (円)	44,932.63	52,411.34	50,253.91	50,339.48
	(米国10年国債利回り) (%)	4.15	4.08	4.01	4.17
外国債券	(ドイツ10年国債利回り) (%)	2.71	2.63	2.69	2.86
	(NYダウ) (ドル)	46,397.89	47,562.87	47,716.42	48,063.29
外国株式	(ドイツDAX) (ポイント)	23,880.72	23,958.30	23,836.79	24,490.41
	(ドル/円) (円)	147.69	154.06	156.05	156.75
外国為替	(ユーロ/円) (円)	173.53	177.81	181.10	184.09

① 厚生年金保険給付調整積立金

運用利回り	6.03% (時間加重収益率 ¹ ・運用手数料等控除前)
運用収入額	1兆1,812億円 (総合収益額 ² ・運用手数料等控除前)
運用資産残高	20兆7,700億円 (時価)

② 経過的長期給付調整積立金

運用利回り	6.03% (時間加重収益率・運用手数料等控除前)
運用収入額	1兆1,590億円 (総合収益額・運用手数料等控除前)
運用資産残高	20兆3,608億円 (時価)

③ 退職等年金給付調整積立金

運用利回り	0.26% (実現収益率)
運用収入額	5.32億円 (実現収益額)
運用資産残高	2,124億円 (簿価)

1 時間加重収益率

運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流入の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

2 総合収益額

実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味した、時価に基づく収益額です。

(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

1 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

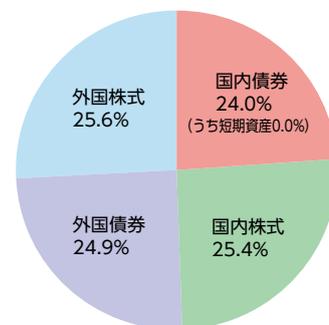
(1) 資産構成割合

第3四半期末の資産構成割合は、概ね基本ポートフォリオに近い割合となりました。

(単位:%)

	令和6年度末	令和7年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	25.3	24.3	24.1	24.0	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
国内株式	24.9	25.5	25.6	25.4	—	25.0
外国債券	25.4	24.7	24.5	24.9	—	25.0
外国株式	24.5	25.6	25.8	25.6	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±9%、国内株式±9%、外国債券±7%、外国株式±9%です。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 令和7年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は2.7%(上限5%)です。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、内外株式等の上昇により6.03%となりました(通期では16.98%)。

資産別の時間加重収益率については、国内債券▲2.09%、国内株式9.26%、外国債券7.10%、外国株式9.88%となりました。

なお、オルタナティブ資産全体の時間加重収益率は、7.93%となりました(通期では12.54%)。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、1兆1,812億円となりました(通期では3兆88億円)。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲1,039億円、国内株式4,563億円、外国債券3,416億円、外国株式4,872億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、20兆7,700億円となりました(前年度末から3兆662億円の増加)。

(単位:億円)

	令和6年度末			令和7年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益									
国内債券	47,696	44,721	▲2,975	47,541	44,822	▲2,719	50,439	47,186	▲3,253	54,038	49,837	▲4,201	—	—	—
うち短期資産	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(0)	(13)	(13)	(0)	(6)	(6)	(0)	—	—	—
国内株式	31,712	44,016	12,304	31,997	47,022	15,025	31,462	50,113	18,651	31,962	52,854	20,892	—	—	—
外国債券	43,446	44,887	1,441	43,610	45,572	1,962	45,098	47,884	2,786	46,367	51,797	5,429	—	—	—
外国株式	22,879	43,413	20,534	24,272	47,184	22,912	24,461	50,531	26,070	23,929	53,213	29,284	—	—	—
合計	145,733	177,038	31,304	147,421	184,599	37,179	151,460	195,714	44,254	156,295	207,700	51,405	—	—	—

(注) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

2 経過的長期給付調整積立金の運用状況

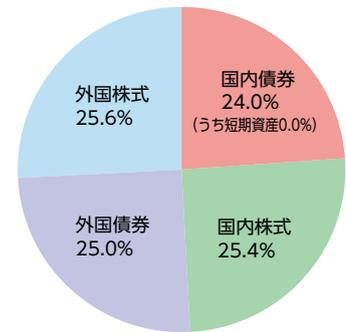
(1) 資産構成割合

第3四半期末の資産構成割合は、概ね基本ポートフォリオに近い割合となりました。

(単位:%)

	令和6年度末	令和7年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	25.3	24.3	24.2	24.0	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
国内株式	24.9	25.5	25.6	25.4	—	25.0
外国債券	25.3	24.6	24.5	25.0	—	25.0
外国株式	24.5	25.6	25.7	25.6	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±9%、国内株式±9%、外国債券±7%、外国株式±9%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、内外株式等の上昇により6.03%となりました(通期では17.15%)。

資産別の時間加重収益率については、国内債券▲2.06%、国内株式9.25%、外国債券7.05%、外国株式9.90%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、1兆1,590億円となりました(通期では2兆9,906億円)。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲1,008億円、国内株式4,472億円、外国債券3,338億円、外国株式4,788億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、20兆3,608億円となりました(前年度末から2兆7,976億円の増加)。

(単位:億円)

	令和6年度末			令和7年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益									
国内債券	47,289	44,426	▲2,863	46,943	44,351	▲2,593	49,719	46,596	▲3,123	52,946	48,907	▲4,039	—	—	—
うち短期資産	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
国内株式	31,104	43,724	12,620	31,355	46,621	15,266	30,643	49,303	18,660	31,027	51,750	20,724	—	—	—
外国債券	43,357	44,504	1,147	43,189	44,905	1,716	44,768	47,264	2,497	45,753	50,802	5,049	—	—	—
外国株式	21,699	42,978	21,279	23,073	46,711	23,639	23,125	49,620	26,495	22,498	52,148	29,650	—	—	—
合計	143,450	175,632	32,182	144,560	182,588	38,028	148,255	192,783	44,528	152,223	203,608	51,384	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

3 退職等年金給付調整積立金の運用状況

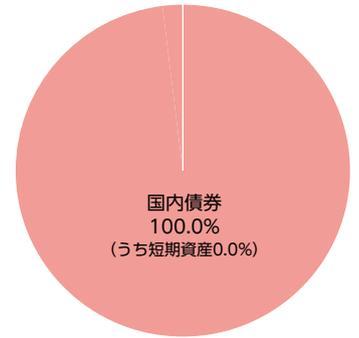
(1) 資産構成割合

以下のとおり国内債券で運用しております。

(単位:%)

	令和6年度末	令和7年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.26%となりました(通期では0.71%)。

退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、5.32億円となりました(通期では13.10億円)。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、2,124億円となりました(前年度末から533億円の増加)。

(単位:億円)

	令和6年度末			令和7年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益									
国内債券	1,591	1,447	▲144	1,772	1,626	▲146	1,891	1,712	▲179	2,124	1,891	▲233	—	—	—
うち短期資産	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
合計	1,591	1,447	▲144	1,772	1,626	▲146	1,891	1,712	▲179	2,124	1,891	▲233	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

① 厚生年金保険給付積立金

運用利回り **6.13%**
(時間加重収益率・運用手数料等控除前)

運用収入額 **2兆186億円**
(総合収益額・運用手数料等控除前)

運用資産残高 **35兆541億円**
(時価)

② 経過的長期給付積立金

運用利回り **6.12%**
(時間加重収益率・運用手数料等控除前)

運用収入額 **1兆9,526億円**
(総合収益額・運用手数料等控除前)

運用資産残高 **33兆7,307億円**
(時価)

③ 退職等年金給付積立金

運用利回り **0.19%**
(実現収益率)

運用収入額 **54億円**
(実現収益額)

運用資産残高 **2兆9,450億円**
(簿価)

1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

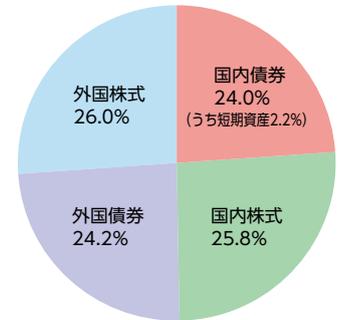
(1) 資産構成割合

第3四半期末の資産構成割合は、概ね基本ポートフォリオに近い割合となりました。

(単位:%)

	令和6年度末	令和7年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	25.7	24.2	24.7	24.0	-	25.0
うち短期資産	(3.4)	(2.0)	(3.3)	(2.2)	-	
国内株式	25.0	25.7	25.8	25.8	-	25.0
外国債券	24.3	24.2	23.6	24.2	-	25.0
外国株式	24.9	26.0	25.9	26.0	-	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±9%、外国債券±7%、外国株式±9%です。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 令和7年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は2.5%(上限5%)です。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、内外株式等の上昇により6.13%となりました(通期では17.24%)。

資産別の時間加重収益率については、国内債券▲1.84%、国内株式9.14%、外国債券7.09%、外国株式9.88%となりました。

なお、オルタナティブ資産全体の時間加重収益率は、7.57%となりました(通期では12.32%)。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、2兆186億円となりました(通期では5兆1,279億円)。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲1,515億円、国内株式7,739億円、外国債券5,595億円、外国株式8,366億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、35兆541億円となりました(前年度末から4兆5,795億円の増加)。

(単位:億円)

	令和6年度末			令和7年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	82,553	78,233	▲4,321	79,202	75,192	▲4,009	87,101	82,290	▲4,812	90,522	84,304	▲6,218	-	-	-
うち短期資産	(10,468)	(10,468)	(0)	(6,343)	(6,344)	(1)	(10,935)	(10,938)	(3)	(7,715)	(7,716)	(1)	-	-	-
国内株式	54,130	76,322	22,192	53,499	79,966	26,467	52,990	86,018	33,028	53,823	90,465	36,642	-	-	-
外国債券	71,576	74,170	2,594	71,759	75,191	3,432	73,878	78,690	4,812	75,658	84,780	9,122	-	-	-
外国株式	39,479	76,022	36,543	40,753	80,745	39,992	41,066	86,333	45,267	41,153	90,991	49,838	-	-	-
合計	247,738	304,746	57,008	245,212	311,094	65,882	255,035	333,331	78,296	261,156	350,541	89,384	-	-	-

(注) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

2 経過的長期給付積立金の運用状況

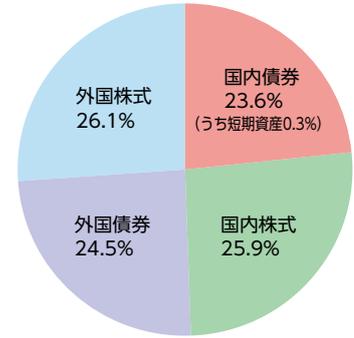
(1) 資産構成割合

第3四半期末の資産構成割合は、概ね基本ポートフォリオに近い割合となりました。

(単位:%)

	令和6年度末	令和7年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.5	24.0	23.8	23.6	—	25.0
うち短期資産	(0.4)	(0.3)	(0.6)	(0.3)	—	
国内株式	25.4	25.7	26.0	25.9	—	25.0
外国債券	24.9	24.3	24.0	24.5	—	25.0
外国株式	25.3	26.0	26.2	26.1	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±9%、国内株式±9%、外国債券±7%、外国株式±9%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、内外株式等の上昇により6.12%となりました(通期では17.27%)。

資産別の時間加重収益率については、国内債券▲1.94%、国内株式9.16%、外国債券7.04%、外国株式9.91%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、1兆9,526億円となりました(通期では5兆37億円)。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲1,517億円、国内株式7,493億円、外国債券5,425億円、外国株式8,125億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、33兆7,307億円となりました(前年度末から4兆3,835億円の増加)。

(単位:億円)

	令和6年度末			令和7年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益									
国内債券	76,082	71,757	▲4,325	77,016	72,985	▲4,031	81,003	76,114	▲4,889	85,890	79,566	▲6,325	—	—	—
うち短期資産	(1,147)	(1,148)	(0)	(771)	(771)	(1)	(1,954)	(1,955)	(1)	(1,012)	(1,012)	(1)	—	—	—
国内株式	52,543	74,596	22,053	52,001	78,093	26,092	51,171	83,333	32,162	51,847	87,273	35,426	—	—	—
外国債券	70,968	72,984	2,016	70,836	73,785	2,949	72,789	77,004	4,215	74,192	82,564	8,373	—	—	—
外国株式	36,751	74,135	37,383	38,157	78,872	40,716	38,124	83,777	45,652	37,989	87,904	49,915	—	—	—
合計	236,345	293,472	57,128	238,009	303,735	65,726	243,087	320,227	77,140	249,918	337,307	87,389	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

3 退職等年金給付積立金の運用状況

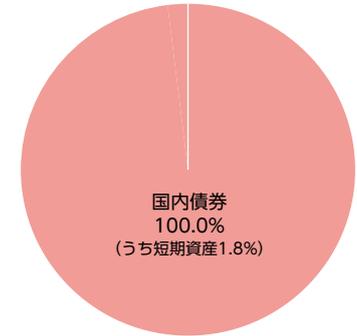
(1) 資産構成割合

以下のとおり国内債券で運用しております。

(単位:%)

	令和6年度末	令和7年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0
うち短期資産	(1.1)	(1.6)	(1.3)	(1.8)	-	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.19%となりました(通期では0.52%)。

退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、54億円となりました(通期では147億円)。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、2兆9,450億円となりました(前年度末から2,578億円の増加)。

(単位:億円)

	令和6年度末			令和7年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益									
国内債券	26,872	24,175	▲2,696	27,661	24,976	▲2,685	28,505	25,395	▲3,110	29,450	25,689	▲3,761	-	-	-
うち短期資産	(286)	(286)	(0)	(447)	(447)	(0)	(375)	(375)	(0)	(544)	(544)	(0)	-	-	-
合計	26,872	24,175	▲2,696	27,661	24,976	▲2,685	28,505	25,395	▲3,110	29,450	25,689	▲3,761	-	-	-

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

令和8年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

ご紹介

令和8年度における地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の事業運営については、総務省から「令和8年度における地方公務員共済組合の事業運営について」(令和8年1月29日付け総行福第8号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。以下その内容を掲載します。

1 事業運営に関する一般的事項

- 1 (1) 地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化、職員の適正配置等により組織の簡素化を図ること。また、その組織の規模、構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うとともに、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。
- (2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、新規増員の抑制を図りつつ、必要な場合には増員要求を行うこととするなど、行政機関の機構及び定員を厳格に管理している。また、地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(令和7年11月11日総行給第53号、総行公第113号、総行女第34号総務副大臣通知)に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう、職員の年齢構成や退職者数を見通した上で、計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。
- 2 (1) 職員の給与及び諸手当(退職手当を含む。)については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。このうち、国家公務員の諸手当においては、令和7年度から地域手当の支給割合が段階的に見直されているほか、自動車等使用者に対する通勤手当の手当額が令和7年4月1日に遡及して引き上げられるとともに、令和8年度から、新たな距離区分の創設や、駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等が見直しが行なわれるので留意すること。
なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表に定める行政職俸給表(二)に相当する給料表を適用すること。
- (2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。
- 3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により定められた長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応すること。
- (2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和6年8月2日閣議決定)において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされている。共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。
- (3) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)等において、事業主は、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の各種ハラスメントを防止するために雇用管理上の措置を講じなければならないこととされていることを踏まえ、適切に対応すること。
また、昨年6月に成立した労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)により、カスタマーハラスメント対策についても、雇用管理上の措置を講ずることが事業主に義務付けられることとなった。同法の施行については、令和8年10月1日とする案が示されているところであるが、共済組合においては、今後、厚生労働省から示される予定の「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等」についての指針等も踏まえ、適切に対応すること。
- (4) 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤。以下同じ。)における1週間以上の取得率を85%、民間企業における取得率を50%、2030年までに、国・地方の公務員における2週間以上の取得率を85%、民間企業における取得率を85%とする目標の引き上げが行われた。
また、「第5次男女共同参画基本計画」(令和5年12月26日一部変更閣議決定)においては、女性の登用について、2025年度末までに、都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%(40%)、都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%(22%)、民間企業の係長(課長)相当職に占める女性の割合を30%(18%)とする目標の達成が求められている。共済組合においては、これらを踏まえ、適切に対応すること。
- (5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、災害や感染症発生時の機能維持等のための有効な手段となっていることから、「市町村におけるテレワーク導入事例集」(令和5年4月総務省自治行政局公務員部作成)や「テレワークセキュリティガイドライン(第5版)」(令和3年5月総務省サイバーセキュリティ統括官室策定)等を参考に、その推進に取り組むこと。

(6) 感染症発生時においても、必要な業務を継続できるよう、業務の優先順位を検討し、継続すべき業務については、組織全体として必要な業務体制を確保すること。

4 共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度の実施に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進するなど、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、次のことに留意すること。

① 事務用品の調達、システム開発等については、地方公務員等共済組合法等の関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。

② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用と効果の関係を十分検討すること。

③ タクシー・ハイヤーについては、
ア 手荷物等の運搬の場合
イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
ウ 通常用いる公共交通機関による帰宅が不可能となった場合
エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合

オ 健康管理上特に必要性が認められた場合等に利用すること。

また、帳簿等を備え、利用の都度、利用日時、目的地、利用目的、利用者名等の利用状況を記録し、利用者から領収書等を提出させ、管理すること。

④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

また、出張旅費については、
ア 行程等に支障のない限り、パック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。)の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提出させ、管理

イ 日当については、国家公務員においては、令和7年度から名称が宿泊手当に変更され、日帰り旅行の場合は交通費以外の実費弁償の必要性が認められないため支給されず、一方で、宿泊を伴う旅行の場合は通常の勤務時と比べて夕朝食代に掛かり増しが発生すること等を踏まえ、一夜当たりの定額を支給されること等に留意すること。

⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定)において、LED照明等の脱炭素型の製品の利用、クールビズ・ウォームビズの実践やテレワークの導入等の取組により、脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められている。共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転、個人情報漏えい等の不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の肅正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持について、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理、現金の払戻し、小切手の振出し等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェックを徹底し、管理体制及び運用の両面から事故防止対策を図ること。

その際、次のことに留意すること。

① 会計単位の長の印は、出納役が保管しなければならないこととされていること。(地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。)第40条第2項)

② 出納主任は、毎日の出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金(小切手その他現金に準ずるものを含む。)の在高位とを照合することとされていること。(施行規程第44条第2項)

③ 小切手(取引金融機関の払戻請求書)の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行うことができないこととされていること。また、小切手(取引金融機関の払戻請求書)は、出納役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出す(作成する)ことができないこととされていること。(施行規程第48条・第49条第2項・第3項、地方公務員等共済組合法運用方針(昭和37年自治甲公第10号。以下「運用方針」という。)施行規程第48条関係)

(3) インターネットバンキングを利用する場合には、契約者番号やパスワードを適切に管理するとともに、送金指示を行う際には、上記(1)及び(2)の趣旨等を踏まえ、支払の決定行為を適正な手続を経て行うことや複層的なチェック体制を整えること等に留意すること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、経費支出の必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いを参考に、疑念を招くことのないように適切なものとする。また、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保する観点から、法令の規定を遵守することはもとより、契約に関する諸規程に必要な改善を加えるなど、適正な対応を行うこと。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 共済組合の個人情報の保護に関する規程は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえたものとする。また、「個人情報の漏洩の防止に関する取組について」(令和6年7月8日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)に基づき、個人情報の漏えいを防止するための措置を講じ、これを徹底するとともに、個人情報を取り扱う職員に対して個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修の充実を図ること等を通じて個人情報の適正な管理体制を確保すること。

なお、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報保護委員会並びに所管官庁及び当該課に速やかにその旨を報告すること。

(2) 保険者番号及び組合員等記号・番号(以下「組合員等記号・番号等」という。)の取扱いについては、法令において、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めてはならないとされている。組合員等記号・番号等の告知を求める際には、その必要性を事前に十分に検討すること。

(3) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和7年7月1日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づく万全の対策を講ずるとともに、地方公務員共済組合連合会や業務委託先とも連携を強化し、情報セキュリティマネジメントシステムのPDCAサイクルを適切に実行することを通じて、組織全体の情報セキュリティ水準の維持・向上を図ること。特に情報セキュリティインシデントに関しては、「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」(令和2年9月29日総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知)を踏まえ、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当該課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存等、適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他の共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月28日総務省デジタル基盤推進室改定)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

情報セキュリティを適正に確保するためには、情報セキュリティ対策の必要性と内容を職員が十分に理解していることが必要不可欠であることから、職員に対する情報セキュリティに関する研修の充実を図ること。特に、フィッシングメール等不審メールへの対処方法の周知等、職員へのセキュリティ教育を徹底すること。

(4) ソーシャルメディアについて、共済組合の服務規程等を遵守し、上記(3)掲載のガイドライン、「総務省公式SNS等(X(旧ツイッター)、Facebook等)運用方針」(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)、「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められている。また、地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定について」(令和7年4月25日府政防第746号、消防第69号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められている。共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき策定された「防災基本計画」(令和7年7月1日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないかなどを確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

11 (1) 共済組合が年金受給者や関係機関に送付する帳票等の様式や記載内容については、作業プロセスの中で、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。

(2) 給付に関する事務処理については、施行規程第119条の規定等を踏まえ、各共済組合で定める標準処理期間に則り、適切に事務処理を行うこと。

12 組合員及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての理解が深まるよう積極的に広報活動を行うこと。特に、制度改正が行われる際には、組合員等及び年金受給者に対し、その内容について分かりやすく周知すること。

併せて、共済組合制度に対する信頼を確保するため、正確かつ迅速な事務処理の実施や相談業務の充実強化等、組合員等及び年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。

13 定年引上げを踏まえ、地方公共団体においては、60歳に達する職員に対して、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行うこととされていることから、共済組合においては、地方公共団体と連携し、年金制度等についての情報提供を行うこと。

14 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

15 地方公共団体においては、生涯生活設計、健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策を推進するに当たっては、一般財団法人地域社会ライフプラン協会との連携及び協力やその諸事業の活用等の観点にも十分留意すること。なお、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できることに留意すること。

16 個人番号を含む特定個人情報の保護については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)等に基づき、適切に対応すること。

17 組合員等及び年金受給権者の個人番号の取得に当たっては、正確なデータ登録を行う観点から、組合員資格取得届書や裁定請求書への記載により本人から個人番号の提供を受けた上で、個人番号に誤りがないか、マイナンバーカードの写し等により厳格な本人確認を行うこと。

また、マイナンバー登録事務を行う際には、「地方公務員共済組合のマイナンバー登録事務(医療・年金)における留意事項等について」(令和6年6月5日総行福第158号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、適切に対応すること。

18 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として適切に対応するとともに、被扶養者の認定、年金の給付等に関する事務において積極的に活用すること。

19 組合員や年金受給者からの申請・届出のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)及び「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」(令和5年12月20日デジタル庁策定)において、地方公務員共済制度に係る所定の事務については令和7年度末までに手続のオンライン化を図ることとされていた。今後も、当該事務について利用者起点でより使いやすいものへの見直しに継続的に取り組むとともに、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会における検討及び実施状況にも留意しつつ、情報セキュリティを確保した上で、手続のオンライン化に積極的に取り組むこと。

20 共済組合が法令に基づいて行う承認申請等については、事前に必要書類の確認等を行い、遺漏のないようにすること。

また、事業報告書等の法令に基づく報告や各種統計・調査照会に係る回答データについては、組織内でのチェック体制を強化すること等により、その正確性の確保に万全を期すこと。

21 組合員会議録や事業及び決算に関する報告書(以下「会議録等」という。)については、共済組合のホームページに掲載するなど、組合員等が必要なときにいつでも会議録等を閲覧することができるよう環境整備に取り組むこと。

2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を把握の上、健全な事業運営の確保に努めること。
- 2 短期給付の財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画（データヘルズ計画）に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、総合的な医療費の適正化対策を積極的に推進すること。
- 3 「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（令和6年9月30日厚生労働省公表）において定められた目標の達成に向け、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に引き続き取り組むこと。
併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増高対策を引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を勘案して適正に定めること。
- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に関する取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知）、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」（令和6年5月31日保発0531第1号厚生労働省保険局長通知）等により示されているところである。
柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあっては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあっては総括票の添付を要していない。そのため、共済組合において総括票の添付を求める場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないよう適切に行うこと。
- 6 東日本大震災の被災組合員等については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）等により一部負担金の支払の免除措置等が講じられ、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。
- 7 健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用については、医療保険者による医療保険者等向け中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）への資格情報等の正確かつ迅速な登録が極めて重要であることから、引き続き資格情報等の正確かつ迅速な登録に遺漏のないよう適切に対応すること。
このうち、施行規程第94条の2の規定に基づき、組合員から組合員資格取得届書又は被扶養者申告書（以下「資格取得届書等」という。）の届出を受けた日から5日以内に、当該届書に係る組合員又は当該申告書に係る被扶養者の資格情報等の中間サーバーへの登録を徹底すること。また、正確かつ迅速に資格情報等の登録を完了するため、所属機関に対し、確実に採用することが見込まれる者等に係る資格取得届書等について共済組合に内容の事前点検を依頼するよう積極的に働きかけを行うとともに、4月等の業務繁忙期において共済組合内で柔軟な人員配置を行うなど体制整備を図ること。
- 8 組合員等が安心してマイナ保険証を利用できるよう、組合員等に対し、新規資格取得・異動に係る手続の際、中間サーバーへの資格情報等の登録が完了するまでマイナ保険証による医療機関等の受診はできないこと、共済組合から資格情報等の登録が完了した旨が資格情報のお知らせ等により通知されること等について、あらかじめ周知を行うとともに、マイナ保険証を利用できない状況にある組合員等については、切れ目なく保険診療を受けられるよう、資格確認書の申請交付及び職権交付を確実に行うこと。
マイナ保険証の利用は、自身の健康・医療データに基づく適切な医療が受けられるなどのメリットがあることから、地方公共団体と連携し、より一層の利用促進を図り周知広報の取組を充実すること。
- 9 被扶養者の認定については、運用方針、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和3年5月13日総行福第129号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）、「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて」（令和7年10月10日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）、「『年収の壁・支援強化パッケージ』における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて」（令和5年11月1日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）、「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月31日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）等の取扱いに遺漏のないよう適切に対応すること。

3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続について、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処するとともに、年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図ること。
- 2 組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬（給与）記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理について、遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜に一層配慮すること。
- 4 年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなど、その管理体制及び運用の両面から適正を期すとともに、受給権者の生存の事実等の現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。
- 5 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）において、所得税の基礎控除等の引上げを行うこととされ、この見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等、所要の措置を講ずることとされた。今後、これに関連する法案が成立し、関係規定が施行された場合には、共済組合において年金受給者の公的年金等に係る源泉徴収事務を適切に実施すること。
また、上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等の支払者から還付等をするための措置を講ずることとされており、共済組合において適切に実施すること。

- 6 年金の支給事務の実施に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。
- 7 組合員及び年金待機者の利便性の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、インターネットを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。
- 8 住民基本台帳ネットワークシステムの利用に当たっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等の関係法令を遵守するとともに、当該システムの利用により受領した本人確認情報(氏名、住所、個人番号等)については、適切に管理すること。また、地方公共団体情報システム機構が作成・提供するセキュリティチェックリストによる自己点検を通じて、必要な対策の見直し等を行い、セキュリティの維持向上を図ること。
- 9 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化等、年金受給者等に提出を求める書類について法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとし、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについて可能な限り受給者の便宜に配慮すること。
- 10 施行規程第164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合には、当該組合員等に通知が届くよう可能な限りの手段を講ずること。
- 11 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)、共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付を確認するなど、運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行うこと等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

4 保健事業に関する事項

- 1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員等の健康教育、健康相談、健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこと。事業の実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に係る留意事項について」(令和5年12月27日総行福第226号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、共済組合、所属所、組合員等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を適切に把握した上で、組合員等の健康状態等の分類に応じて効果が高いと予測される事業を実施するよう努めること。
また、データヘルス計画については、共通評価指標も参考に、自組合の事業の実施率やリスク保有者割合の状況を客観的に捉えるとともに、他の医療保険者との相对比较をしながら、目標が達成されるよう継続的に事業の見直しを図り、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。
なお、地方公務員等共済組合法第112条第3項に基づき、地方公共団体等に対し、組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求めることが可能であることに留意すること。
- 2 (1) 人間ドック、がん検診、生活習慣病検診等、疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施するなど、その充実を努めること。
なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省が全保険者の特定健康診査等の実施率を公表していることに留意すること。
また、がん検診のうち子宮頸がん検診及び乳がん検診については、「第5次男女共同参画基本計画」において、地方公務員については、地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行うことが求められている。このことを踏まえ、共済組合においても、共済組合が実施する疾病予防に資する事業における子宮頸がん検診・乳がん検診について、受診率の向上のために女性職員が受診しやすい環境整備を行うよう適切に対応すること。
- (2) 地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めると。
- 3 組合員の健康の保持増進のためには、共済組合と事業主である地方公共団体等が積極的に連携し、疾病予防や健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施するコラボヘルスの取組が重要であること。なお、その実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」(令和5年12月27日総行福第227号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、健康スコアリングレポートや医療費データの分析結果等を地方公共団体等に説明し、健康課題を把握させ、保健事業の必要性に対する理解を促進すること。
- 4 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、加算対象となる実施率の基準が過去の実績を踏まえて毎年度設定されることとなった一方で、予防・健康づくりや医療費適正化に取り組む保険者に対するインセンティブがより重視されている。短期給付財政の安定化・健全化という観点から、特定健康診査等の実施率の向上等に加え、糖尿病等の重症化予防・がん検診・後発医薬品の使用促進等、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。
- 5 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者、その親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保等、過労死等のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行うものとされている。このことを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談等、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。
- 6 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができないこと等、助成券の利用範囲等について組合員に十分周知すること。
また、利用が特定の組合員に偏ることがないように助成の在り方について十分留意するとともに、不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員等であることの確認の徹底その他の方策を実施することにより、事業の適切な実施の確保に努めること。

5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

- 1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第52号)を踏まえ、旅館業法(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)、健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令の規定を遵守すること。
- 2 宿泊施設は、本来、組合員の福祉を増進することを目的としており、その利用については、組合員を中心とすべきものである。組合員のニーズに沿ったサービスの展開や、組合員をはじめとした顧客に対する積極的なPRを通じて効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金設定や施設職員の研修の充実による接客サービスの向上等により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。
- 3 宿泊施設の運営については、組合員のニーズを踏まえることはもとより、施設の経営の実態を的確に把握し、需要の動向、経営環境の変化等の的確な分析に基づき、適切な経営計画を策定することや今後の経営見通しを明らかにすることにより計画的に取り組むこと。併せて、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。
また、運営委託費の見直しや業務委託等の推進による人件費等の経費の削減、利用率を向上するためのサービスの拡充や利用料金の見直し等による収入の増加を図り、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保により一層努めること。
- 4 今後の経営見通しについて検討した結果、現状のままでは経営が困難である施設や他経理からの繰入金及び借入金が恒常的に必要となり独立採算の確保が困難と見込まれる施設については、外部の専門家に委託して経営診断を実施すること等によりその原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。
この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は整理すること。
併せて、関係者に対する説明や周知を適切に行うとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行うなど、必要な対応を行うこと。
- 5 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。
① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあつては、競争性、公平性、透明性等が十分に確保される方法によること。
② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。
③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。
④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるとともに、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。
- 6 新たな施設の建設又は増築は原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては民間施設の利用を基本とすること。
仮に施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないよう配慮すること。
また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てること。

6 貯金事業に関する事項

- 1 最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。
なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されている、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされるなどリスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。
- 2 組合員が安心して貯金事業を利用できるよう、貯金事業の仕組みや組合員から預かっている資金の運用状況等について、組合員に対して適切に情報提供を行うこと。

7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、貸倒れ事故防止のため、借入申込時にその内容、借受人の償還能力等について共済組合が十分調査するなど、貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図るとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害の被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表)による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年12月8日総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。
- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供するなど、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によってのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避けるなど、現金等の適切な管理を徹底すること。
- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するよう、経理ごとに、あらかじめ年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 共済組合の人件費等、事務に要する経費については、地方公務員等共済組合法に基づき、地方公共団体の負担等により賄われている。地方公共団体においては行政経費の節減が図られていることを踏まえ、事務に要する経費の積算に当たっては、その内容の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
 - ① 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか少ない方で積算すること。
併せて、退職給与引当金については、前事業年度末において計上すべき退職給与引当金の額から前々事業年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。
 - ② 厚生費
健康診断に要する費用のみを計上すること。
 - ③ 事務費
事務費については、物価高が続いていることを踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映しつつ、必要最小限の額を計上すること。
 - ④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえ、所要の経費を計上すること。

令和8年度の年金額改定について

「令和7年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数。令和8年1月23日総務省公表)を踏まえて、厚生労働省は、令和8年度から国民年金(基礎年金)が1.9%の引上げ、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%の引上げとなることを公表しました。その概要をお知らせします。

令和8年度の年金額の例

	令和7年度(月額)	令和8年度(月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額):1人分)	69,308円	70,608円 (+1,300円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	232,784円	237,279円 (+4,495円)

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額70,408円(対前年度比+1,300円)です。

※2 男性の平均的な収入(平均標準報酬(賞与を含む月額換算)45.5万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

多様なライフコースに応じた年金額

令和6年の財政検証において、個人単位での公的年金加入履歴から、各世代の65歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し(年金額の分布推計)が作成されました。当該推計を基にした令和6年度に65歳になる者の加入期間や収入から、経歴類型・男女別の令和8年度の年金額を概算すると下表のとおりとなります。

経歴類型・男女の別	令和7年度(月額)	令和8年度(月額) ^{※1}	備考 ^{※2,3}
①厚生年金期間中心 (20年以上)の男性	173,457円	176,793円 (+3,336円)	平均厚生年金期間:39.8年 平均収入:50.9万円 基礎年金:69,951円 厚生年金:106,842円
②国民年金(第1号被保険者) 期間中心(20年以上)の男性	62,344円	63,513円 (+1,169円)	平均厚生年金期間:7.6年 平均収入:36.4万円 基礎年金:48,896円 厚生年金:14,617円
③厚生年金期間中心 (20年以上)の女性	132,117円	134,640円 (+2,523円)	平均厚生年金期間:33.4年 平均収入:35.6万円 基礎年金:71,881円 厚生年金:62,759円
④国民年金(第1号被保険者) 期間中心(20年以上)の女性	60,636円	61,771円 (+1,135円)	平均厚生年金期間:6.5年 平均収入:25.1万円 基礎年金:53,119円 厚生年金:8,652円
⑤国民年金(第3号被保険者) 期間中心(20年以上)の女性	76,810円	78,249円 (+1,439円)	平均厚生年金期間:6.7年 平均収入:26.3万円 基礎年金:69,016円 厚生年金:9,234円

※1 令和8年度の年金額は、令和6(2024)年財政検証・年金額分布推計を基に計算した令和6年度の年金額に、金額が改定されない付加年金を除き、令和8年度までの改定率の累積を乗じた額を合算して算出。付加年金額は①24円、②371円、③34円、④241円、⑤77円。

※2 「基礎年金」には、基礎年金額(国民年金記録の免除等を反映させたもの)の他、基礎年金に相当すると考えられる加算額(振替加算、経過的加算、付加年金)を含む。

※3 「平均収入」は厚生年金加入期間中の平均収入であり、当該期間における平均標準報酬及び標準賞与を基に算出(賞与を含む月額換算)。

年金額の改定ルール

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和8年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.1%)を用いて改定します。

また、令和8年度のマクロ経済スライドによる調整(国民年金(基礎年金)が▲0.2%、厚生年金(報酬比例部分)が▲0.1%)が行われます。よって、令和8年度の年金額の改定率は、国民年金(基礎年金)が1.9%、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%となります。

厚生年金(報酬比例部分)の改定について

令和7年の年金制度改正により、次期財政検証翌年度(令和12年度を予定)まで厚生年金(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整を継続することとしています。この措置により、厚生年金受給者に不利にならないよう、この間の厚生年金の調整率を1/3に緩やかにすることとしています。

■ 参考:令和8年度の参考指標

- ・ 物価変動率 ……3.2%
- ・ 名目手取り賃金変動率^{※1} ……2.1%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率^{※2} …▲0.2%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(2.1%)

$$= \text{実質賃金変動率}(\text{▲}1.1\%) + \text{物価変動率}(3.2\%) + \text{可処分所得割合変化率}(0.0\%)$$

(令和4～6年度の平均) (令和7年の値) (令和5年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者数の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正により導入されました。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。マクロ経済スライドは、平成27年度、令和元年度、令和2年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度の計7回発動しています。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.2%)

$$= \text{公的年金被保険者総数の変動率}(0.1\%) + \text{平均余命の伸び率}(\text{▲}0.3\%)$$

(令和4～6年度の平均) (定率)

令和7年の年金制度改正により、厚生年金(報酬比例部分)の調整率は、▲0.1%となります。

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度水準で16,900円)に達し、引上げが完了しました。

その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和9年度の保険料額は以下のとおりとなります。

	令和8年度	令和9年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	17,920円 (+410円) ※令和7年度は17,510円	18,290円 (+370円)

在職老齢年金について

在職老齢年金は、賃金(賞与込み月収)と老齢厚生年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し老齢厚生年金額を1支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和8年度の支給停止調整額は以下のとおりとなります。

	令和7年度	令和8年度
支給停止調整額	51万円 ※令和6年度は50万円	65万円

※ 令和7年の年金制度改正により令和8年4月からの支給停止調整額が引き上げられました(令和6年度水準で50万円から62万円)。令和8年度の実際の支給停止調整額は、令和7年度に用いた名目賃金変動率(2.3%)と令和8年度に用いる名目賃金変動率(2.1%)に応じて改定しています。

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和7年の物価変動率(3.2%)に基づき、3.2%の引上げとなります。

		令和7年度(月額)	令和8年度(月額)	
①	障害者などに対する給付 ^{※1}	特別障害給付金	(1級) 56,850円 (2級) 45,480円	(1級) 58,650円(+1,800円) (2級) 46,920円(+1,440円)
		特別児童扶養手当	(1級) 56,800円 (2級) 37,830円	(1級) 58,450円(+1,650円) (2級) 38,930円(+1,100円)
		特別障害者手当	29,590円	30,450円(+860円)
		障害児福祉手当	16,100円	16,560円(+460円)
②	原子爆弾被爆者に対する給付 ^{※2}	健康管理手当	37,900円	39,130円(+1,230円)
③	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金	5,450円 ^{※3}	5,620円 ^{※3} (+170円)
		障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,813円 (2級) 5,450円	(1級) 7,025円(+212円) (2級) 5,620円(+170円)
		遺族年金生活者支援給付金	5,450円	5,620円(+170円)
④	母子家庭・父子家庭などに対する給付(所管:こども家庭庁)	児童扶養手当(いずれも全部支給の場合)	(第1子) 46,690円 (第2子以降) 11,030円	(第1子) 48,050円(+1,360円) (第2子以降) 11,350円(+320円)

※1 この他、経過の福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R8.2.27	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務省・文部科学省令第1号)

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
R8.2.2	社会保障審議会年金数理部会(第108回)
R8.2.6	社会保障審議会年金数理部会(第109回)

業務等の状況

■ 会議開催状況

2月9日 第148回 役員会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和8年度事業計画及び予算の大綱(案)について
2月17日 第150回 運営審議会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和8年度事業計画及び予算の大綱(案)について

■ 会議開催予定

3月19日 第149回 役員会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和8年度事業計画及び予算(案)について
3月23日 第151回 運営審議会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和8年度事業計画及び予算(案)について



宿泊施設の紹介

警察共済組合本部

運営 帝国ホテルグループ

ホテルグランドアーク半蔵門

東京の真ん中・皇居の隣に位置する都会のオアシス。ビジネスや観光の拠点としてのご宿泊はもちろん、レストランのご利用、会議・ご宴席、ご婚礼まで、幅広くご利用いただけます。館内レストランではアフタヌーンティーもご好評をいただいております。春には皇居周辺の桜を楽しむお花見の拠点としてもおすすめです。帝国ホテルグループの運営によるあたたかいサービスと美味しいお料理で皆さまをおもてなしいたします。



外観



デラックスツイン



デラックス和室



ラウンジ ラメール



レストラン パティオ



宴会場



チャペル

ご予約・お問合せ

警察共済組合宿泊保養施設

ホテルグランドアーク半蔵門

〒102-0092 東京都千代田区隼町1-1

☎ 03-3288-0111(代表) □ www.grandarc.com

公式Instagram

宿泊・レストラン
情報はこちら ▶



婚礼の情報は
こちら ▶



交通のご案内

- 東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩約3分
6番出口は地上までエスカレーターとエレベーターが通じています
- 東京メトロ有楽町線「麴町駅」1番出口より徒歩約7分
- 東京メトロ半蔵門線・有楽町線・南北線
「永田町駅」3番出口より徒歩約10分
- 「四ツ谷駅」より徒歩約15分
- 「東京駅」よりタクシーにて約10分(丸の内南口タクシー乗り場)

※写真はイメージです。

PAL

ひろば

No.207

共済南北

警察共済組合本部

東京おすすめ観光スポット

皇居のお濠のほとりにたたずむ「ホテルグランドアーク半蔵門」は、皇居はもちろん最高裁判所や国会議事堂など、都心ならではの観光スポットが周辺にたくさんあります。ホテルからアクセスの良い東京おすすめ観光スポットをご紹介します！



千鳥ヶ淵

千鳥ヶ淵は、皇居のお濠沿いに続く桜の名所で、春には200本以上の桜が咲き誇ります。水面に映る桜並木や、ボートから眺める景色は格別で、都内有数の花見スポットとして親しまれています。昼と夜で異なる表情を楽しむのも魅力です。

ホテルから車で約5分



明治神宮

明治神宮は、明治天皇と昭憲皇太后をお祀りする神社で1920年に創建されました。全国から集められた献木で造られた森は、今では自然豊かな癒しの空間となっています。歴史と自然を感じながら参拝できる人気のスポットです。

ホテルから車で約20分



東京国立近代美術館

皇居の近くにある、日本の近代～現代美術を幅広く楽しめる国立美術館です。名画をゆっくり鑑賞できる静かな空間で、観光の合間にアートと触れ合うひとときを。北の丸公園にも隣接し、自然と文化を同時に満喫できます。

ホテルから車で約5分



静嘉堂文庫美術館

静嘉堂文庫美術館は、東洋古美術や書跡を所蔵する美術館です。静かな空間で日本美術の名品を堪能できます。定期的に企画展も開催され、その都度新たなテーマや視点に触れられるのも魅力です。訪れるたびに新しい発見がある文化スポットです。

ホテルから車で約10分



東京ソラマチ

東京ソラマチは、東京スカイツリーの足元に広がる大型商業施設です。約300店舗が揃い、ファッションや雑貨、東京土産、グルメまで幅広く楽しめます。観光とショッピングを一度に満喫できる人気スポットです。

ホテルから車で約30分



豊洲 千客万来

豊洲市場に隣接する、グルメと温泉が楽しめる話題の複合施設です。全国各地の新鮮な食材を味わえる市場や、東京湾を望む展望足湯など、観光やお買い物の合間にゆったりとお過ごしいただけます。

ホテルから車で約20分



地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>

警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第249号

令和8年3月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真:千鳥ヶ淵(東京都千代田区)

千鳥ヶ淵は、江戸時代に築かれた江戸城外濠の一部として、皇居の歴史を今に伝える由緒ある場所です。

時代とともに整備され、現在では皇居周辺を代表する散策エリアとして親しまれています。

春になると、お濠沿いに続く桜並木が一斉に咲き誇り、水面に映る花々と石垣の風景が織りなす情景は、都心にありながらも静けさと風情を感じさせます。

遊歩道からの眺めはもちろん、ボートに乗って水上から見上げる桜は格別で、昼と夜で異なる表情を楽しめるのも魅力のひとつです。

皇居という日本の歴史と象徴的な場所に寄り添いながら、自然の美しさを存分に味わえる千鳥ヶ淵は、東京を代表する桜の名所として多くの人々を魅了し続けています。

